

●THE GUILD 会員会則（兼入会同意書）

第1条（目的）

THE GUILD（以下「本クラブ」といいます。）は、会員（本クラブの会員会則を遵守し入会した個人及び法人）の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

第2条（運営及び管理）

本クラブは茨城県猿島郡境町 1156 - 1 株式会社 EVERGREEN（以下「本部」といいます）が運営、管理を行います

第3条（会員制）

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設に指定のセキュリティキー又は受付を通じて利用できます。

第4条（入会資格）

1. 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - ① 本クラブの施設の利用に問題がない健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。
 - ② 本会則に同意いただくこと。
 - ③ 暴力団関係者でないこと。
 - ④ 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有していない者
 - ⑤ 刺青、タトゥー、（ボディペイント含む）等の露出をしないと確約できる者
 - ⑥ 本クラブ内における撮影により、SNS 等に掲載される写真または動画に自らが映り込む可能性を了承できる者。
 - ⑦ 高校生以上の者
2. 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 性的な迷惑・要求行為
 - ③ 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ④ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ⑤ 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為

第5条（入会手続）

1. 本クラブに入会しようとするときは、本クラブが指定する WEB 上の入会申込方法により入会申込を行い、本クラブによる審査を受けたうえ、本クラブが承諾したときに本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。会員は、入会申込を完了した時点で、入会申込画面に表示された本会則その他の契約内容に同意したものとします。なお、本クラブは、本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書その他本クラブが指定する本人確認書類の提示または写しの提出を求めることができます。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員は、入会時、本クラブから身分証明書等の本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設利用を制限または禁止することができます。この場合であっても、会員は、第 8 条第 2 項に定める諸費用の支払義務を免れることはできません。
4. 18 歳未満の者が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、あらかじめ親権者その他の法定代理人の同意を得たうえで、本クラブ所定のオンライン入会手続を行うものとします。親権者その他の法定代理人は、オンライン入会手続上に表示される本会則その他の契約内容を確認し、氏名、続柄、連絡先その他本クラブが指定する事項を正確に入力したうえで、同意の意思を表示するものとします。当該同意手続が完了した時点で、親権者その他の法定代理人が本会則および入会契約の内容に同意したものと取り扱います。この場合、親権者その他の法定代理人は、自らが会員であるか否かにかかわらず、本人が本会則に基づき負担する債務および責任を本人と連帯して負うものとします。入会申込者は、親権者その他の法定代理人になりすまして同意する行為、同意を得ずにその情報を入力する行為その他虚偽の申告をしてはなりません。
5. 成年被後見人、被保佐人または被補助人が入会しようとするときは、その者の法的地位および入会契約の内容に応じ、本クラブは、成年被後見人、保佐人、補助人その他の関係者による同意または確認その他本クラブが必要と認める手続を求めることができます。
6. 会員は、入会時に本クラブに対し定めた会員証発行手数料を別途支払うものとします。
7. 会員は、本クラブに対し設備メンテナンス費を本クラブの定める月または入会月に毎年支払うものとする。

第6条（届出内容変更手続）

1. 会員は、入会申込に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証しなければなりません。
2. 会員が虚偽、不正確または事実と異なる情報を届け出たことにより、会員または第三者に損害が生じた場合、本クラブは、その責任を負いません。
3. 会員は、入会申込時に登録した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに本クラブが指定する方法により変更手続を行うものとします。
4. 本クラブから会員への通知または告知は、第 20 条に定める方法により行うものとします。会員が前項の変更手続を怠ったことその他会員の責めに帰すべき事由により、本クラブからの通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に当該通知が会員に到達したものとみなします。

第7条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「プライバシーポリシー」にしたがって管理します。

第8条（会費等の支払い）

1. 会員種別ごとの会費、各種手数料、設備メンテナンス費、オプション料金その他の諸費用は、入会申込画面または本クラブが別途定める料金表に記載のとおりとします。
2. 会員は、別に定める諸費用の納入期日までに、自らが申し込む会員種別およびサービス内容に応じ、本クラブが指定する方法により、会費その他の諸費用を支払うものとします。
3. 一旦支払われた会費その他の諸費用は、返還しません。
4. 会費その他の諸費用を滞納し、または決済もしくは引き落としができなかった場合、会員は、未払いとなっている諸費用の全額を支払うまで、本クラブを利用することができません。
5. 会費その他の諸費用の滞納または未払いが発生した場合、本クラブは、会員に対して、支払請求、施設利用の停止、契約解除その他必要な措置を講じることができます。

第9条（会員たる地位の相続・譲渡）

本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第10条（諸規則の遵守）

1. 会員は、本クラブの施設利用にあたり、本会則、器具の利用にあたり定められた用法その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます。）の指示に従うものとします。
2. 本クラブの施設利用に際して発生した盗難、紛失、破損その他の損害について、本クラブは、その責任を負いません。
3. 会員が本クラブの施設内に忘れ物をした場合、本クラブは、その忘れ物を発見した日から 2 週間保管するものとし、当該期間を経過しても引取りがない場合、会員が当該忘れ物に関する権利を放棄したものとして処分することができます。ただし、腐敗、危険性その他安全衛生上の問題が生じるおそれがあるものについては、保管期間を経過する前であっても処分することができます。
4. 本クラブの施設内には、会員が安全かつ適切にその利用を供する環境を維持するなどの目的のため、出入口、受付、ジム設備周辺を撮影するカメラを設置しており、会員はこれを了承の上利用するものとします。
5. 会員は過去の病歴と現在の健康状態に鑑み、体に不調があるときは自己管理により施設の利用を控えていただきます。

第11条（禁止事項）

会員は、本クラブの施設内または本クラブ施設周辺において、次の行為をしてはなりません。会員が禁止事項に違反した場合、本クラブは、違反の内容および程度に応じ、会員に対して、実際に生じた損害の賠償、別途定める違約金の支払い、料金プランの変更、施設利用の制限もしくは禁止または会員契約の解除を求めることができます。

- （1） 他の会員や施設スタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。
- （2） 会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- （3） 大声、奇声を発する行為、会員や施設スタッフに対して暴力的、性的な言動、行く手を塞ぐ行為等、その他威嚇、迷惑行為。
- （4） 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる行為。
- （5） 本クラブの施設・器具・備品の損壊、乱暴な取り扱いや、持ち出す行為。
- （6） 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の迷惑行為。
- （7） 本クラブが定めた、時間や数量を超えた利用。（器具、ロッカー、シャワーの利用等）
- （8） 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- （9） 刃物など危険物やペットの館内への持ち込み。

（1 0）施設スタッフが飲酒した状態と判断した場合での本クラブ施設利用。

（1 1）高額な金銭、物の館内への持ち込み。

（1 2）本クラブの施設、器具等を指定された時間以上に独占する行為。

（1 3）本クラブの許可なく、施設内において撮影、録音をする行為。

（1 4）本クラブの認証を利用して会員でないものを招き入れる行為。

（1 5）18 歳未満の未成年者の午後 11 時から早朝 4 時までの施設利用。

（1 6）本クラブ内での仮眠、睡眠、また施設利用と関連せずに長時間たむろすること。

（1 7）勧誘、セールス行為、宗教的行為及びそれに類する行為。

（1 8）器具等を床に落とすなど、故意または必要以上に音を立てるまたは振動を与える行為。

（1 9）インフォメーションルームやスタッフルームなど立ち入り禁止区域への立ち入り

（2 0）無許可での各種設備（空調・照明・音響等）の設定変更。

（2 1）会員や施設スタッフ及び関係者に対する退職の勧誘や就職の斡旋や引き抜きに類する行為。

（2 2）上記個別表記以外の違法行為

（2 3）本クラブの許可無くジム内でのパーソナルトレーニング等の指導やそのように評価される行為

（2 4）その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

（2 5）スパイクやヒールや作業靴など鋭利、不安定、フロアを汚すような靴での入館と使用

（2 6）店内での食事行為(飲み物は可)

（2 7）ジムマシンエリアでの携帯電話の通話行為

（2 8）イヤホンやヘッドホンを使わずジム内での音楽や動画再生による音声再生

（2 9）オプション契約する会員が契約外の会員へ利用させる行為や入室させる行為

- (30) レンタル品を持ち帰る行為
- (31) 本クラブへの入館の際、認証をせずに入館・利用する行為

第 12 条（損害賠償責任免責）

- 会員は、本クラブに設置されたジム機器その他の設備を使用する際、当該機器等の通常の用法に従うとともに、自己の健康状態、体力および能力等を十分に考慮し、自己の責任において使用するものとします。本クラブは、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、当該機器等の使用中に発生した事故、負傷その他の損害について責任を負いません。
- 施設利用にあたり発生した紛失、盗難、破損その他の損害について、本クラブは、その責任を負いません。
- 会員同士または会員と第三者との間に生じた係争、トラブルその他の問題について、本クラブは、これに関与せず、その責任を負いません。
- 本条の規定にかかわらず、本クラブの故意または重過失により会員に損害が生じた場合、本クラブは、法令の定めに従い、その損害を賠償するものとします。

第 13 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの施設の利用中、下記に定める事由により、本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

- ① 第 11 条に規定する禁止行為をした場合であって施設の破損や備品の使用が制限された場合
- ② 本クラブの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合
- ③ 本クラブの備え付けの備品等を持ち帰った場合
- ④ その他、故意または過失により他の会員または本クラブに損害を与えた場合

第 14 条(退会・休会)

- 会員は、自己都合により退会しようとするときは、退会希望月の前月 10 日までに、本クラブが指定するオンラインフォーム、公式チャットアプリその他本クラブが指定する方法により手続を完了するものとします。電話その他口頭による申出のみでは、退会手続は完了しません。会員は、退会日までに発生した会費その他の諸費用を支払う義務を負います。
- 会員は、自己都合により休会しようとするときは、休会開始希望月の前月 10 日までに、本クラブが指定する方法により手続を完了するものとします。
- 会員は、休会期間中、本クラブが別途定める休会費を毎月支払うものとします。
- 休会は 1 年間につき 1 回までとし、1 回の休会期間は、休会開始月から最長 6 か月間とします。休会期間が満了した場合、会員は、休会前に契約していた料金プランへ自動的に復帰するものとします。
- 休会期間中、会員は、本クラブの施設および会員向けサービスを利用することができません。
- 会員が休会期間の満了前に復帰しようとするときは、復帰希望月の前月 10 日までに、本クラブが指定する方法により復帰手続を行うものとします。

第 15 条（施設の利用制限・禁止）

- 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対し、本クラブの施設利用を制限もしくは禁止し、または会員契約を解除することができます。ただし、会員は、本クラブから施設利用を制限または禁止された場合であっても、第 8 条第 2 項に定める諸費用の支払義務を負うものとします。ただし、本クラブの責めに帰すべき事由により施設を利用できない場合は、この限りではありません。
 - ① 第 4 条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
 - ② 本会則その他本クラブの定める諸規則に違反したとき。
 - ③ 支払方法を設定した後に、会員の責任により、その支払方法または手段が利用できなくなったとき。
 - ④ 会費の支払いを怠り未納状態となったとき。
 - ⑤ 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。
 - ⑥ 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
 - ⑦ 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
 - ⑧ 妊娠していることが判明したとき。
 - ⑨ 法令に違反したとき。
 - ⑩ その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。
- 前項に基づき本クラブが施設利用を制限もしくは禁止し、または会員契約を解除したことにより会員に損害が生じた場合、本クラブは、その責任を負いません。

第 16 条（施設の休業および閉鎖）

- 本クラブは、臨時休業日を設定することができます。
- 本クラブは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
 - ① 天災地変、気象災害、地震または疫病の流行等その他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - ② 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - ③ 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分、(不利益処分を含みます。)もしくは命令等があったとき。
 - ④ 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 - ⑤ その他、本クラブが営業することが経営上困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

- 前二項に基づく臨時休業または閉鎖が、天災地変その他本クラブの責めに帰すことのできない事由による場合、会員が負担する会費その他の諸費用の支払義務は、法令の定めまたは本クラブが別途認める場合を除き、軽減または免除されません。
- 本クラブは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第 17 条（解散）

- 本クラブは止むを得ない事由が発生した場合には、3 か月前に予告をする事により、解散することができます。
- 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 上記による解散の場合、会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責任を負わないものとします。

第 18 条（諸費用、利用範囲、条件および運営方法の変更および廃止について）

- 本クラブは、社会情勢、経済事情、税制、物価、人件費その他施設運営上の事情により必要かつ相当と判断した場合、会費、諸費用、各種手数料その他の料金、会員種別、料金プラン、サービス内容、利用範囲、利用条件および施設運営方法について、変更、新設または廃止（以下「改定」といいます。）することができます。
- 本クラブは、前項の改定を行う場合、改定内容、適用開始日および対象となる会員の範囲を、適用開始日の少なくとも 1 か月前までに会員へ告知するものとします。
- 前項の告知において、対象となる会員、店舗、料金プランその他の適用範囲を指定しなかった場合、当該改定は、全会員に適用されるものとします。
- 本条に基づく告知は、第 20 条に定める方法により行うものとします。
- 改定内容は、告知された適用開始日から対象となる会員に適用されます。会員が改定内容に同意しない場合は、適用開始日前までに、第 14 条に定める方法により退会手続を行うものとします。

第 19 条（会則の改正）

本クラブは、法令の改正、社会情勢の変化、施設運営上の必要性その他合理的な事由がある場合、本会則を改正することができます。本クラブは、本会則を改正する場合、改正内容および効力発生日を、第 20 条に定める方法により、あらかじめ会員へ告知するものとします。改正した本会則の効力は、本クラブが対象範囲を別途指定した場合を除き、効力発生日から全会員に及ぶものとします。ただし、第 18 条に定める改定については、同条の規定を優先して適用します。

第 20 条（告知方法）

本会則における会員への告知は、施設内掲示、本クラブのホームページ、SNS、公式チャットアプリ、電子メールその他本クラブが適切と認める方法のうち、いずれか一つ以上の方法により行うものとし、当該媒体に掲載または配信した時点で会員に告知したものとみなします。

第 21 条（法人会員契約に基づく会員に関する附則）

- 自らが所属する法人等と本クラブとの法人会員契約（以下「法人契約」といいます。）に基づく会員においては上記に加え以下各号が適用されます。
 - ① 第 4 条（入会資格）について同条第 1 項各号の他、自らが所属する法人等が本クラブと法人契約を締結していることが追加されます。
 - ② 第 18 条（料金、利用範囲、条件および運営方法の変更等）に定める場合のほか、法人契約の内容が変更されることにより諸費用、利用範囲、利用条件その他の契約内容が変更されるときは、当該変更後の法人契約の内容に従うものとします。

第 22 条（ビギナープランでの入会時の注意点）

- ビギナープランでは、本クラブが定める基本料金に加え、本クラブを 1 回利用するごとに、本クラブが別途定める利用料金が加算されます。
- ビギナープランにおける基本料金は、利用対象月の前月 20 日に引き落とすものとし、当該月に加算された利用料金の合計額は、翌月 10 日に引き落とすものとします。ただし、金融機関または決済会社の都合その他の事情により、引落日が変更となる場合があります。
- ビギナープランにおける 1 回の利用とは、入館の認証を行った時点から退館するまでをいい、1 回の利用時間は 4 時間以内とします。退館後に再度入館した場合は、同日中であっても新たに 1 回利用したものとして利用料金が加算されます。
- 会員が入館認証を行わずに入館し、または他の会員の認証を利用して入館した場合、本クラブは、当該会員に対して利用料金、違約金その他本クラブに生じた損害の支払いを請求し、施設利用を制限もしくは禁止し、または会員契約を解除することができます。

第 23 条（ライトプランでの入会時の注意点）

- ライトプランを契約した会員（以下、本条において「ライト会員」といいます。）は、本クラブ所定の申込手続を行い、本クラブの承認を受け、利用者 1 名につき本クラブが別途定める親族利用オプション料金を支払うことにより、当該ライト会員の配偶者または一親等以内の親族であって、中学生以上の者（以下、本条において「親族利用者」といいます。）に本クラブの施設を登録して利用させることができます。ただし、1 名の本契約者が登録できる親族利用者は、同時に 2 名までとします。この場合、第 4 条第 1 項第 7 号に定める年齢要件にかかわらず、中学生以上の者について親族利用オプションの利用を認めるものとします。ただし、親族利用者は、年齢要件を除く第 4 条に定める入会資格を満たさなければなりません。
- 親族利用者は、本クラブが指定する本人確認、利用登録その他の手続を完了し、親族利用者本人に発行された入退館用の認証を使用するものとします。ライト会員本人または他の会員に発行された入退館用の認証を使用することはできません。本クラブは、必要に応じて、ライト会員と親族利用者との親族関係を確認できる書類の提出を求めることができます。
- 親族利用者が利用できるサービスは、本クラブの施設およびトレーニング設備の利用とします。親族利用者が契約または利用できるオプションサービスは水素水サーバーに限るものとし、レンタルウェア、体組成計その他本クラブが指定するサービスを利用することはできません。ただし、本クラブが別途認めた場合は、この限りではありません。
- 親族利用者が 18 歳未満の場合、午後 11 時から翌日の午前 4 時まで、本クラブの施設を利用することはできません。また、第 5 条第 4

- 項に定める親権者その他の法定代理人による同意手続を完了しなければなりません。
- 親族利用オプション料金その他親族利用者の施設利用に関して発生する諸費用は、原則としてライト会員本人名義の決済方法により支払うものとします。やむを得ない事情があり、本クラブが認めた場合は、ライト会員以外の名義による決済方法を登録することができます。ただし、当該決済方法による支払いが不能となり、未払いまたは滞納が発生した場合であっても、ライト会員はその支払義務を免れず、未払いとなっている諸費用の全額を支払うものとします。
 - ライト会員は、本契約の主契約者として、親族利用者に本会則および本クラブが定める諸規則を遵守させるとともに、親族利用者による施設利用について管理および監督する責任を負うものとします。
 - 親族利用者が本会則その他本クラブの定める諸規則に違反し、または故意もしくは過失により本クラブ、他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、ライト会員は、親族利用者と連帯して、当該違反または損害についての責任を負うものとします。
 - 親族利用者による本会則その他本クラブの定める諸規則への違反、オプション料金その他の諸費用の未払いもしくは滞納その他本クラブが施設利用を適切でないとする事由がある場合、本クラブは、親族利用者またはライト会員の施設利用を制限もしくは禁止し、親族利用オプションまたはライト会員契約を解除することができます。
 - ライト会員が退会もしくは休会し、ライトプラン以外の料金プランへ変更し、またはライト会員契約を解除された場合、親族利用オプションも同時に終了するものとします。また、親族利用者が第1項に定める親族の範囲に該当しなくなった場合、ライト会員は、速やかに本クラブへ届け出るものとし、当該親族利用オプションは、その資格を失った時点で終了するものとします。
 - ライトプランに付帯するパーソナルトレーニングサービスを利用できる者は、ライト会員本人に限るものとし、親族利用者その他の第三者に利用させ、またはその利用権を譲渡することはできません。
 - パーソナルトレーニングサービスは、1か月につき1回、1回60分とし、カウンセリング、身体状態の確認その他トレーニングに必要な時間も当該60分に含むものとします。利用日程は、担当するトレーナーまたは施設スタッフと公式チャットアプリその他本クラブが指定する方法により、事前に決定するものとします。
 - ライトプランに付帯する月1回のパーソナルトレーニング利用権は、当該月内に限り有効とします。当該月内に利用しなかった場合、その理由を問わず利用権は失効し、翌月以降への繰越し、振替、返金または換金はできません。また、未利用分が翌月以降に累積することはありません。ただし、本クラブの責めに帰すべき事由により当該月内に利用できなかった場合は、この限りではありません。
 - パーソナルトレーニングの予約のキャンセルまたは日時変更は、予約日の前日の午後8時までに、本クラブが指定する方法により連絡するものとします。予約日の前日の午後8時を過ぎた後のキャンセルもしくは日時変更、予約日当日のキャンセルまたは事前の連絡なく予約時間に来館しなかった場合は、その理由を問わず、当該月のパーソナルトレーニング利用権1回分を消化したのとし、返還または振替は行いません。ただし、本クラブの責めに帰すべき事由により実施できなかった場合は、この限りではありません。
 - 無断キャンセルが複数回続いた場合その他本クラブが悪質であると合理的に判断した場合、本クラブは、当該ライト会員に対するパーソナルトレーニングの継続を断り、予約もしくは利用を制限し、またはライト会員契約を解除することができます。この場合、既に支払われた会費その他の諸費用は返還しません。ただし、法令上返還義務が生じる場合は、この限りではありません。
 - パーソナルトレーニングサービスは、ライトプランに付帯するサービスとして提供するものであり、ライト会員が希望する身体的変化、体重、筋力、健康状態その他の結果または効果を保証するものではありません。指導による結果および効果は、ライト会員の健康状態、生活習慣、食事内容、日常の活動量、トレーニングへの取組状況その他の事情により異なります。
 - ライト会員は、パーソナルトレーニングの実施により、通常の運動に伴う筋肉痛、疲労感その他の身体的反応が生じる可能性があることを理解したうえで、自己の健康状態および体力に応じてサービスを利用するものとします。
 - パーソナルトレーニングを利用するライト会員は、体調、既往歴、受傷歴、通院および服薬の状況、医師から受けている指示、食事履歴、生活習慣その他パーソナルトレーニングの実施および指導に必要な事項について、虚偽、事実と異なる申告または重要な事実の隠蔽をしてはならず、自らが認識している範囲で正確に申告するものとします。
 - ライト会員は、前項に定める事項に変更が生じた場合またはパーソナルトレーニング中もしくはその前後に体調の異変、痛みその他の症状が生じた場合、速やかに本クラブまたは担当するトレーナーへ報告するものとします。
 - ライト会員が前二項に違反し、虚偽の申告、事実と異なる報告、必要事項の申告漏れもしくは隠蔽または必要な報告の遅延をしたことにより、体調の悪化、負傷、症状の発生、指導効果の低下または設定した目標の不達成その他の損害が生じた場合、本クラブは、本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負いません。また、当該違反により本クラブに損害が生じた場合、本クラブは、当該ライト会員に対し、その損害の賠償を請求することができます。
 - 医師から運動を禁止されている場合、健康状態その他の事情により安全なパーソナルトレーニングの実施が困難である場合または本クラブもしくは担当するトレーナーが安全上適切でないと合理的に判断した場合、本クラブは、パーソナルトレーニングの実施を拒否し、中止し、または一定期間利用を制限することができます。